## 公益財団法人新潟県市町村振興協会基金交付金交付規程

平成24年5月26日 規程第13号

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟県市町村振興協会(以下「協会」という。)が市町村の財政運営の一助とするために配分する基金交付金について、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の財源)

第2条 基金交付金は、市町村振興宝くじ(サマージャンボ宝くじ )の収益金をもって新潟県が協会に交付する新潟県交付金等を財 源とする。

(市町村への配分基準)

第3条 基金交付金の市町村への配分については、「市町村交付金 の市町村への配分基準」を準用する。

(交付金の対象事業)

第4条 基金交付金の対象となる事業は、地方財政法(昭和23年 法律第109号)第32条に規定する事業で、市町村が必要なも のとする。

(会計処理)

第5条 協会は、基金交付金について公益目的事業会計において経 理するものとし、収支予算に計上するものとする。

(交付を受けた市町村の報告)

第6条 基金交付金の交付を受けた市町村は、その使途等について 協会に報告するものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、公益財団法人新潟県市町村振興協会の設立の登記の 日(平成24年4月1日)から適用する。